

平成26年9月29日

広島市議会議長

碓井法明様

提出者

広島市議会議員

谷口 修 今田良治

若林新三 渡辺好造

沖宗正明 村上厚子

八條範彦

平成26年8月19日からの豪雨災害対策に関する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣府特命担当大臣(防災)		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		
環境大臣		

広島市議会議長名

平成26年8月19日からの豪雨災害対策に関する意見書案

本市では、平成26年8月19日から20日、安佐南区及び安佐北区において、1時間最大雨量が121mm、累積最大雨量が287mmという観測史上最大の集中豪雨に襲われました。

この集中豪雨により土石流などが同時多発的に発生し、74名もの尊い命が失われるなど甚大な人的被害が生じるとともに、住家、公共土木施設、農地農林水産施設なども多大な被害を受けました。

こうした中、本市では、被災者の生活支援はもとより災害復旧に向け、全力で取り組んでおりますが、一日も早い復旧・復興のためには、国等の強力な支援が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、この度の被害の甚大さに鑑み、市民の安全・安心の確保のため、被災者の生活支援、災害の早期復旧及び災害に強い地域づくりに向け、下記の事項について、格段の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 今回の豪雨による被災地域の実情を勘案され、災害救助法及び被災者生活再建

支援制度の弾力的な運用を始め、被災者の支援について格段の措置を講ずること。

特に、今回の災害では、避難所生活が長期化しており、医師会などの協力も得た災害時公衆衛生チームやD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣により、健康管理や心のケア、リハビリを行っている。

こうした活動の経費を始め、被災者支援に欠かせないボランティアセンターの設置・運営経費や、住居の全半壊を問わず、実質的に帰宅が困難となった住民に対する仮住宅の提供などについても、災害救助費の対象経費とするなど、災害救助法の弾力的な制度運用を図ること。

- 2 大規模な土石流の発生等に伴う災害の早期復旧及び災害廃棄物の早期処理を図るため、所要の予算措置を拡充するとともに、復旧進度を早めるため、柔軟な制度運用ができるよう措置を講ずること。
- 3 災害復旧は、原形復旧が原則とされているが、再度災害の防止のため徹底的な改良復旧を行う必要があるため、大幅な改良復旧が図られるよう措置を講ずること。
- 4 今回の豪雨により、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、早期に復旧を図る必要があるため、国が実施する砂防災害関連緊急事業や広島県及び広島市が実施する災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連緊急治山事業等を大幅に採択すること。
- 5 災害の未然防止のため、道路、河川、砂防、急傾斜、農林基盤、小規模崩壊地を含む治山等各種公共施設のハード整備を早期に図る必要があることから、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率等の拡充を図ること。
併せて、土砂災害警戒区域等の指定促進や警戒区域内からの移転支援に加え、住民自身が住居の危険度を察知した場合に適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用や防災訓練などを通じた防災意識を高めるなどのソフト施策の充実も必要なことから、これらの取組が有効に行えるような仕組みを構築するとともに、これに要する費用の助成、警戒区域等の指定に係る交付金の補助率のかさ上げ、基準財政需要額への適切な算入など、財政支援を図ること。
- 6 被災地区の中小企業者に対する災害復旧資金として長期低利の資金を供給するため、政府系金融機関の貸付条件等の弾力的運用を図ること。
- 7 広島県及び広島市の公共施設等復旧のため、多額の財政負担が見込まれることから、特別交付税の増額配分や地方債の弾力運用等積極的な財政援助を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。